

## 保険料支払手段に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当社が指定する電子的な決済手段（\*1）により、この保険契約の保険料（\*2）を払い込む場合に適用されます。ただし、当社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

（\*1）以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

（\*2）追加保険料（\*3）を含みます。以下この特約において同様とします。

（\*3）契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。

### 第2条（保険料領収の時点）

当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の決済手続きを完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

### 第3条（保険料の返還）

当社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

### 第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。